

五島市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和2年11月の例月財務監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年2月26日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

2五監第864号
令和3年2月26日

五島市議会議長 谷川 等 様
五島市長 野口 市太郎 様
五島市教育委員会教育長 藤田 清人 様
五島市選挙管理委員会委員長 平田 國廣 様
五島市公平委員会委員長 柘 宜 渉 様
五島市代表監査委員 橋本 平馬 様
五島市農業委員会会長 山田 勝久 様

五島市監査委員 橋本 平馬
五島市監査委員 神之浦 伊佐男

令和2年度例月財務監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和2年11月分例月出納検査に併せて例月財務監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

令和2年度例月財務監査結果報告書（令和2年11月会計伝票監査分）

第1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

例月財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による監査）

第3 監査の対象及び範囲

- 1 監査の対象 令和2年11月分の収入及び支出に関する会計伝票
- 2 監査の範囲 一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計

第4 監査委員の除斥

神之浦伊佐男監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、監査の対象及び範囲のうち、非常備消防費に関する部分について除斥した。

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかを監査した。

第6 監査の主な実施内容

例月出納検査に併せて、毎月提出される会計伝票から抽出し、収入及び支出の手続上の是非等について監査を実施した。

第7 監査の実施場所及び日程

1 実施場所 監査委員事務局

2 日 程 令和2年12月18日から令和3年2月26日まで

第8 監査の結果

第1から第7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財務に関する事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていることが認められた。